

## 「自治基本条例にかかる市の取組に対する意見募集」実施結果

募集期間：令和5年10月1日（日）～令和5年10月31日（火）

意見の件数： 8件

意見提出者数： 3人

提出された意見の概要は以下のとおりです。

### 検証の進め方、条例全般に関する意見(3件)

- ・ 市民と行政との意見交換の場を設置すること。
- ・ 市民自治・住民自治の原則にもとづいて条例の全条文を点検し、不適切な規定や曖昧な規定の改正を行うこと。
- ・ 自治基本条例等の形骸化あるいは逸脱による市政運営について、枚挙にいとまがない実態であり、これまでたびたび個人として、あるいは市民団体の立場から、意見交換、行政文書管理（作成・開示）、市長への質問等によってその都度詳細に具体的に明らかにしてきた。これまでの4年間市民からの指摘（苦情も含め）や問題点を列挙し、1項目ずつ自治基本条例と照合し検証することを改めて求める。

### 第3条(定義)に関する意見(1件)

- ・ 市民の定義を個人（憲法）とし、団体等を別に定義する。

### 第14条(情報共有)に関する意見(1件)

- ・ 市の決定について市民団体に周知されておらず、市民との情報を共有しようと努めているようには思えない事例があった。

### 第16条(市民参加)に関する意見(2件)

- ・ 対面で参加する市民参加は参加しづらいので、ウェブを使った参加方法を充実してほしい。
- ・ 市民自治・住民自治の推進は、実質的な市民参加なくして実現できない。その重要な指標は政策への市民意見の量的・質的反映の度合いである。この点の検証は不可欠である。

### 第25条(コミュニティ)に関する意見(1件)

- ・ 25条を改正する。自治の主体が市民であることから逸脱していること、及びコミュニティの自主性・多様性を軽視しているので抜本的改正が必要。